組織・機構

総合支所が変わります

市民に分かりやすく、使いやすい総合支所を目指して4月から総合支所が3課体制になります。

市は、分庁・総合支所方式を採用し、旧町村役場の庁舎を総合支所とし、市内の各庁舎に、本庁機能、議会などを分散して配置しています。特に、合併が年度途中であったことから、「旧町村からの継続業務を確実に遂行する」ことを優先し、旧町村の組織を、ほぼそのまま引き継ぐ組織体制で1年余が経過しましたが、

●業務について、本庁で処理する部分・総合支所で処理する部分が明確になっていないものがあり、このことが、市民に対して影響を及ぼしている。

●本庁と総合支所の課が直結し、事業執行が本庁に集中しやすいことから、支所長・支所課長の権限が不明確となり、地域の要望事項に対して、適切な対応がとれない状態になっている。

などの課題が、市民の皆さんからお寄せいただくご意見にも、表れる形となっています。

そこで、こうした課題を踏まえ、総合支所の機能を「窓口業務」「地域の住民生活に直接関わる行政分野」「住民組織や住民の自主的な活動を支援し、住民と協働する地域づくりの推進」と位置付け、総合支所組織の見直しを行い、4月から実施します。

今回の見直しは、地域の特色を十分生かせるよう、本庁・総合支所の役割と、それぞれの業務および支所長・支所課長の権限を明確にするとともに、「市民に分かりやすく、使いやすい総合支所」を目指すものです。

なお、見直し後も窓口業務や、市民の皆さんに直接関わる業務は、今後も総合支所が「市民窓口」として対応します。

新しい総合支所の組織

地域支援課 市民環境課「生活環境係」の業務が加わります。	**●区を中心にした団体等の相談窓口および協働の推進を担当します。** **○主な業務** 防犯および交通安全・防災行政無線の放送・地域審議会・地域政策課題の把握・自治会・自主防災組織の活動支援・市民と行政が協働するまちづくりの推進・ボランティアNPO支援・市民意見の聴取・地域の環境保全の推進・一般廃棄物の処理・ごみの減量化の推進・犬の登録および狂犬病予防・消費生活相談・税関係の諸証明の発行・税金等の収納　など
市民福祉課 地域の保健センターに配置されている健康福祉課が支所庁舎内に移る予定です。	**●戸籍や住民票、福祉に関する総合窓口を担当します。** **○主な業務** 戸籍、住民票に関する諸届・各種証明書の交付・印鑑登録・外国人登録・国民健康保険・老人保健制度・国民年金の受付、相談・各種福祉サービスの相談および申請書の受理・介護保険にかかわる相談、申請書の受理　など ※5地域の保健センターで実施している各種検診・教室などは、現在と同様に実施します。
産業建設課 産業観光課・都市建設課・上下水道課（建設上下水道課）が一つの課になります。	**●各種事業の地域要望や道路・河川・上下水道等に関する相談窓口を担当します。** **○主な業務** 各種事業の地域要望の相談および受付・産業の振興・米の生産調整・有害鳥獣駆除・観光情報の提供・道路および河川の維持管理の相談、受付、補修・上水道の開閉栓届の受付・下水道諸届の受付、相談・受益者負担金にかかる相談　など

◎総合支所で行う業務の詳細は、３月に配布する「安曇野市暮らしのガイドブック」をご覧ください。

の　り

ご意見をお寄せください。　　**広報広聴係　行**

本紙20ページに掲載しました内容について、または合併して１年余が経過した中で、本庁・支所を問わず市役所を訪れた際、皆様が不都合をお感じになられたことなどがございましたら、本書にて２月10日までにお寄せください。

見　本

●ご住所　〒	●お名前	（　　歳）
●お電話	●FAX	●E-mail

○差し支えなければ、ご住所、お名前等をご記入ください。
○この面を、そのままＦＡＸしていただいても構いません。

FAX.0263-71-5000